

平成 2 1 年度特定鉱害復旧事業（^{まがき}籬地区）

仕 様 書

第 1 章 総 則

（適用）

第 1 条 本工事は、本仕様書に基づいて工事を実施するものとする。

（用語の定義）

第 2 条 本工事仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本工事仕様書に記載する甲とは発注者といい、乙とは受注者をいう。
- (2) 「指示」とは、甲側の発議により甲が乙に対し、所掌業務に関する方針・基準・計画等を示し実施させることをいう。
- (3) 「承認」とは、乙側の発議により乙が甲に報告し、甲が了承することをいう。
- (4) 「協議」とは、甲と乙が合議することをいう。
- (5) 「設計図書」とは、仕様書、設計図及び特定鉱害復旧事業設計書をいう。
- (6) 「立会」とは、設計図書等に示されたものについて甲が臨場し、施工等の内容を把握することをいう。
- (7) 「検査」とは、甲が設計図書等に示されたものについて、施工等の内容を確認することをいう。

（乙の義務）

第 3 条 乙は、本工事において、主任技術者または現場代理人を常駐させ、円滑な施工の遂行に努めなければならない。

2. 乙は、本工事の実施にあたっては、本工事の目的を十分理解して、正確、丁寧、かつ、迅速に実施し、成果は所定の条件を満足するものでなければならない。

また、設計図書に明記されていない事項であっても、本工事施工上、当然必要と認められる事項については、責任をもって充足しなければならない。

3. 乙は、甲の通常の勤務時間外または休日に作業を行う場合は、あらかじめ甲と協議しなければならない。

（書類等の提出）

第 4 条 乙は、様式 1 により主任技術者、現場代理人及び監理技術者届、様式 2 により主任技術者、現場代理人及び監理技術者経歴書及び様式 3 により着工届を、甲に提出しなければならない。

2. 乙は、本工事施工に先立ち、工事内容、指示事項等を把握して、様式 4 により施工計画書を甲に提出しなければならない。

3. 乙は、着工前に前各項に規定する書類を甲に提出しなければならない。
これを変更しようとする場合も同様とする。
4. 乙は、本工事の施工にあたって、協力業者を使用する場合は、甲に対して、その協力業者の名称、その他必要事項について、書面をもって通知しなければならない。協力業者を変更しようとする場合も同様とする。
5. 乙は、工事中適切な施工管理を行い、甲と協議して、次の各号の書類等を提出しなければならない。
 - (1) 工事日誌・週報・月報
毎日、毎週、毎月の作業内容、使用機器、使用人員、使用材料等を明記したもの。ただし、週報、月報については、様式10による。
 - (2) 安全日誌
毎日の安全対策、ミーティング、人員及び時間の日計・累計、安全協議会の記録等明記したもの。
 - (3) 工事写真
 - ① 着工前
 - ② 竣工
 - ③ 工事中（各週に同一場所からの全景）
 - ④ 完成後確認検査が困難または不能と思われる部分
 - ⑤ 工事使用機械
 - ⑥ 工事使用材料
 - ⑦ 施工状況
 - ⑧ その他機構職員の指示によるもの
カラー写真で出来上がりの状態、寸法、大きさ等が明確に識別できるもので、Eサイズ以上の大きさとし、施工順序に従って整理し、工事名、内容、場所及び関連事項を明記すること。
 - (4) 出来型管理表
土工事の成果、構造物の形状、大きさ、施工内容等を様式11により整理したもの。
 - (5) 品質管理表
使用材料の品質管理及び試験結果等を様式12により整理したもの。
 - (6) 材料使用簿
使用した材料を様式により整理したもの
 - (7) 竣工図面
設計図書に竣工出来形を赤字で記入したもの。
 - (8) 指示・承認・協議内容記録簿
施行中の指示、承認、協議内容に関して様式8に記録したもの。
 - (9) 関係官公庁への届出書類
 - (10) 竣工届
竣工の日に様式5による。
 - (11) 引渡届
契約期間終了時に様式7による。
 - (12) その他工事に関連する記録及び資料

6. 乙は、関係の書類提出について、指定期日を厳守しなければならない。

(協議)

第5条 乙は、本仕様書及び本工事内容に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示に従わなければならない。

(資料等の貸与及び返還)

第6条 本工事に関係する資料を甲が所有するときは、乙の求めに応じて貸与するが、使用後は、速やかに返還しなければならない。

(関係官公庁等への手続き等)

第7条 乙は、本工事を実施するため、関係官公庁等への手続き等を行う必要があるときは、甲と協議し、迅速に処理しなければならない。

ただし、これに必要な費用は、乙の負担とする。

2. 乙は、前項の手続きにおいて、関係官公庁等と折衝するとき、または指示を受けたときは、遅滞なくその旨を甲に申し出て協議しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、本工事の途中に出来形検査及び部分竣工検査並びに完成後に竣工検査を実施する。これらの検査は、甲が、あらかじめ定めた日に実施するものとし、乙はこれに協力しなければならない。

なお、乙は検査及び立会を希望する場合は、様式9により検査・立会願を甲に提出しなければならない。

2. 乙は、検査のために必要な資材等の提出については、甲の指示に従わなければならない。

3. 乙は、同条第1項の各検査に立会、検査を受けなければならない。

(設計変更)

第9条 乙は、本工事の施工過程において、仕様書及び設計図書と現場が著しく不一致の場合、またはその他の理由で工事内容の変更が生じた場合は、速やかに書面により甲と協議しなければならない。なお、数量の増減が100分の20を超えない場合の変更に伴う契約変更の手続は、工期末の工事数量確定時に行うことができるものとする。

(工事指針等)

第10条 乙は、本工事の施工にあたって、次に示す関連工事指針等に準拠して施工しなければならない。

建設工事公衆災害防止対策要綱

第2章 施 工

(適用範囲)

第11条 乙が本工事に使用する材料は、設計図書によらなければならない。

2. 乙が使用する材料は、甲の指定するもののほか、設計書に規定されていない材料については、原則としてJ I S、またはこれに準ずる品質規格に適合するものでなければならない。

(留意事項)

第12条 乙は、本工事の施工にあたっては、労働安全衛生法及びその他必要な法規の規定を遵守し、地域住民、交通車両等に支障を及ぼさないように安全な措置を講じなければならない。

万一、損害を与えた場合は、乙の責任において完全な保障を行わなければならない。

2. 乙は、本工事の施工にあたっては、地域周辺住民との連絡を密にするとともに、騒音及び粉塵等の防止に細心の注意を払い、支障のないように施工しなければならない。
3. 乙は、本工事中に、施工箇所周辺地に損傷を与えたときは、責任をもって処理しなければならない。
4. 乙は、本工事中には、現場代理人が常に監視を行い、事故を未然に防ぐよう心がけるとともに、異常事態が発生した場合は、速やかに対策が取れるような体制を確立しなければならない。
5. 乙は、本工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、または第三者に損害を与えた事故が発生したときは、乙の責任において処置し、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。
6. 乙は、本工事の施工にあたって仮設が必要なときは、あらかじめ計画図等を作成し、甲の承認を得なければならない。
7. 甲の指定した工法及び仮設等について、乙は代案を申し出ることができるとし、その場合は協議し、決定するものとする。甲の指定しない工法及び仮設等について、甲が設計図書等の提出を求めたときは、乙はこれに応じなければならない。
8. 乙は、本工事中に基準点のチェックを行い、本工事の遂行に支障がないように管理しなければならない。
9. 乙は、本工事実施の過程において、本工事内容を妨げる事態が発生した場合には、計測図、出来形図等を作成し、甲の承認を受けなければならない。
10. 乙は、本工事の安全管理について、労働安全衛生規則及び各種作業安全施工指針に準拠し十分な対策を講じなければならない。

(仮設工一般)

第13条 工事施工に必要な仮設等は、設計図書に指定されたものを除き、乙の責任において選択するものとする。

2. 工事用道路その他の仮設工については、甲と協議の上施工するものとし、近隣住民等に支障をきたさないようにする。
3. 本工事の施工に際し、道路を汚さない様十分留意しなければならない。また、資材運搬等で使用した道路等を破損した場合は、乙が責任をもって原形に復旧すること。

(その他の注意点)

第14条 この仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項、又は特殊な工事が発生した場合には、甲及び乙の協議によるものとする。

様式一 1

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 村田 成二 殿

受注者 住 所
氏 名 印

主任技術者
現場代理人 届
監理技術者

上記について、下記のとおり定めましたので、経歴書を添えお届けします。

記

1. 工事名
2. 主任技術者氏名 (経歴書添付)
3. 現場代理人氏名 (経歴書添付)
4. 監理技術者氏名 (経歴書添付)
5. 本工事担当事務所 TEL
6. 事務所所在地 TEL

主任技術者
現場代理人 氏 名 印
監理技術者

(記載要領)

1. 技術者等毎に別葉とすること。
2. 本工事担当事務所とは、請負者の現場事務所をいう。
3. 用紙は、A4版とする。

様式一 2

主任技術者
現場代理人 経 歴 書
監理技術者

主任技術者
現場代理人 氏 名 印
監理技術者
生年月日

1. 現住所
2. 最終学歴 平成 年 月 日 卒業
3. 取得資格等 平成 年 月 日 取得
(以下列記)

4. 工事経歴書
期 間 工 事 内 容
自 年 月 日
至 年 月 日
(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

受注者 住 所
氏 名 印

(記載要領)

1. 技術者等毎に別葉とすること。
2. 最終学歴は、専攻学科まで記載のこと。
3. 取得資格等は、その名称、等級、種別、登録番号を記載のこと。
4. 工事経歴は、主な経歴を記載のこと。
5. 用紙はA4版とする。

様式一 3

着 工 届

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 村田 成二 殿

受注者 住 所
氏 名 印

下記のとおり着工致しますのでお届けします。

記

旧 炭 鉱 名	
工 事 名	
工 事 箇 所	
工 事 概 要	
着 工 年 月 日	平成 年 月 日
竣 工 予 定 年 月 日	平成 年 月 日

※用紙はA4版とする。

様式一 4

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 村田 成二 殿

受注者 住 所
氏 名

印

施 工 計 画 書

工事の名称

上記の工事について、別紙のとおり提出します。

※用紙はA4版とする。

施工計画書の内容

事 項	内 容	
工 事 概 要	工事名、工事場所、請負代金、契約年月日、工期、工事数量総括表、付属明細書	
計 画 工 程 表	横線式工程表（バーチャート）様式 6 号	
現 場 組 織 表	現場組織、安全衛生管理組織	
安 全 管 理	安全・衛生委員会の設置・開催、安全訓練計画、安全巡視員・監視員、交通整理員の配置、安全活動方針、安全対策、安全日誌の記載	
指 定 機 械	機械名、規格、用途、台数、概算作業量	
主 要 材 料	材料名、規格、概算数量、メーカー名または産地名	
施 工 方 法	施工方法及び施工順序	
緊急時の体制及び対応	災害・事故発生時の連絡系統図、対応策	
交 通 管 理	交通対策、交通処理	
環 境 対 策	大気汚染、水質汚濁、振動、騒音対策	
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程管理の方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	出 来 高 管 理	出来高管理計画表
現場作業環境の整備	仮設備・施設、安全施設、営繕施設のイメージアップ対策	
再生資源の利用の促進	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設廃棄物処理計画書	
そ の 他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの	

様式一 5

竣 工 届

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 村田 成二 殿

受注者 住 所
氏 名 印

下記のとおり竣工致しましたのでお届けします。

記

旧 炭 鉱 名	
工 事 名	
工 事 箇 所	
工 事 概 要	
着 工 年 月 日	平成 年 月 日
竣 工 年 月 日	平成 年 月 日

※用紙はA4版とする。

様式一 7

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 村田 成二 殿

受注者 住 所
氏 名 印

引 渡 書

下記工事について、平成 年 月 日検査に合格しましたので、成果報告を添え、お引渡しします。

記

1. 工 事 名
2. 契 約 金 額
3. 着工年月日
4. 竣工年月日

※用紙はA4版とする。

指示・承認・協議内容記録簿

工 事 名

番号・年月日	No.	平成	年	月	日
指示、承認 協議内容 記録事項					
処理または回答					
確 認 欄	平成 年 月 日				
	監督職員			印	
	受注者 住所 氏名			印	
	現場代理人			印	
主管部長	主幹	監督職員		監理技術者	主任技術者

(記載要領) 不要な文字は——で消すこと。用紙はA4とする。

検査・立会願

○○検査 下記の 立 会 を願いたい					
年月日	平成 年 月 日	主任技術者 氏名 印			
工事名		現場代理人			
検 査 また は 立 会 項 目					
工 種 種 別 細 別 位置、数量、項目等					
記 事 欄					
実施年月日		主管部長	主幹	監督職員	確認者
平成 年 月 日					

(記載要領) 不要な文字は——で消すこと。用紙はA4とする。

様式-12

品 質 管 理 表

年月日	種 別	規格値	試験（測定）または検査方法	判定	備考

受注者 住 所
氏 名

印

用紙はA4版とする。

特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

(1) 本特記仕様書における用語の定義は、仕様書に記載するところによる。

(2) 本特記仕様書は、甲が発注する福島県いわき市好間町籬^{まがき}地内の小田炭
鉱に係る特定鉱害復旧事業業務に関する仕様を示すものである。

2 業務の目的

本工事は、小田炭鉱に発生した特定鉱害の復旧を行い、特定鉱害被害を
解消するために実施するもの。

第2章 移設・移植

電柱・植木等の移設・仮植を行うに当たり、管理者・所有権者の了承を得な
ければならない。また、本工事完了後は復元のこと。

第3章 掘削

- 1 掘削範囲については縄張り完了後、甲の承認を得ること。
- 2 掘削に際し、重機は掘削内で作業をしないこととし、周囲に鉄板等を敷
設のうえ、常に鉄板上から掘削積込みを行うこと。
- 3 掘削・積込み時の振動を極力抑え作業を行うこと。
- 4 掘削土・コンクリート塊の処理についてはマニフェストをもって記録の
うえ、報告を行うこと。
- 5 掘削中及び掘削後に於いては、湧水・雨水等による土砂の流出を防ぐ目的
で、土木シート及び土のう、仮水路等を設け、流出防止の適切な処置を行
うこと。
- 6 掘削で斜面が崩壊しないよう、トンバックを用意しておいて速やかに対
処すること。
- 7 掘削に際し、坑内水位低下は39.00mラインを厳守すること。
- 8 掘削に際し、湧水は暗渠排水と接続するまでの水替工はポンプにより道
路横断側溝へ沈殿槽を通して排出とするが、坑内水位低下ラインを下回ら
ない対策を講ずること。
- 9 39.00m以下の軟弱な礫混じり土を置換するための掘削は水中掘削方式と
する。掘削による攪拌で河川に土砂が流出しないよう、土木シート等で防
止するとともに、沈殿槽（2槽）を設置、河川に濁水を流さない対策を行

うこと。

- 10 掘削によって地下水の流路が明らかになったときは、その流れを阻害しないよう有孔管(φ450mm)を布設すること。尚、施行に当たっては甲の指示を得ること。

第5章 埋め立て転圧

- 1 39.00m以下の埋め立ては、割ぐり石(150~200mm)を捨て石方式で行う。
- 2 暗渠排水溝の埋設工事中は人道及び車道を確保することとし、危害防止対策を十分に行うこと。
- 3 埋立て砕石の上面に土木シートを敷き、その上面に切込み砕石地業を行って、均しコンクリート厚5cmの仕上がり面の標高40.00mとする。
- 4 RCスラブ床版厚20cmを打設する。
- 5 掘削土のうち表土又は埋め戻し土に利用する場合は、甲と協議を行うこと。

第6章 安全管理、その他

- 1 道路に接した現場であるため、ガードマンを配備し万全を期すこと。
- 2 夜間灯及び休日は安全柵を設置し、交通安全教育及び送り出し教育に万全を期すこと。
- 3 降雨時の雨水増水に警戒員を配備して十分な管理をすること。尚、防水備品を備えること。
- 4 電柱の移設は電力会社に申込み後、日時を要するので考慮すること。

第7章 調査等

- 1 乙は、本工事着手前及び完了後に周辺家屋等の調査を行うものとする。
なお、調査範囲は監督職員等との協議によるものとする。
- 2 排水路調査のため、二区集会場前の敷地において試験掘りを行い排水経路等の確認を行う。
- 3 試験掘した場所に集水柵を設置、排水管を集約するものとする。
- 4 流末処理は現在井田木川に流出しているφ450mmに接続させることとし、新設する暗渠は集水柵に接続するものとする。